

とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会設置要項

平成28年2月9日
とくしま元気印イノベーション人材育成協議会制定

(趣旨)

第1条 この要項は、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム」（以下「プログラム」という。）の実施に伴い設置するとくしま元気印イノベーション人材育成プログラム教育プログラム開発委員会（以下「開発委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 開発委員会は、徳島大学COCプラス推進機構と連携し、徳島県内の雇用創出と学生の県内就職率向上のための教育プログラムの開発プロジェクトに基づく、年度ごとの事業計画を立案する。

(組織)

第3条 開発委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島大学COCプラス推進本部推進監
- (2) 徳島大学総合教育センター教育改革推進部門長
- (3) 徳島大学総合教育センターキャリア支援部門長
- (4) 四国大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学、徳島工業短期大学及び阿南工業高等専門学校から選出された者 各1名
- (5) 徳島県政策創造部県立総合大学校本部長
- (6) 徳島県商工労働観光部副部長
- (7) 第8条に定める分野別分科会から選出された者 各2名
- (8) COCプラス推進コーディネーター
- (9) その他開発委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 開発委員会に委員長を置き、とくしま元気印イノベーション人材育成協議会会長が指名する。

- 2 委員長は、開発委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 開発委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 開発委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(分野別分科会)

第8条 教育プログラム開発を専門的に推進するため、開発委員会の下部組織として、プログラムによる分野ごとに、分野別分科会を置く。

2 分野別分科会については、別に定める。

(庶務)

第9条 開発委員会の庶務は、徳島大学において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、開発委員会について必要な事項は、開発委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年2月9日から実施する。